

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】2026年8月31日時点										
～2026年9月29日						2026年9月30日～				
Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 附則（平成29年7月31日 CL第00222488） （実施期日） 1 本規約は、平成29年7月31日から実施します。 2 平成29年7月14日時点で本サービスの料金表2(ECL2.0に係るもの)第4に定める「ネットワーク ファイアウォール Brocade 5600 vRouter」を利用する契約者が、「セキュリティ ネットワーク型セキュリティ Managed Firewall」に申込み場合、当該契約者の「セキュリティ ネットワーク型セキュリティ Managed Firewall」に係る平成29年7月分以降の利用料金について以下の割引率を適用します。						Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 附則（平成29年7月31日 CL第00222488） （実施期日） 1 本規約は、平成29年7月31日から実施します。 2 削除				
利用中のファイアウォール Brocade 5600 vRouterのプラン		割引対象となるネットワーク型セキュリティ Managed Firewallのプラン		Managed Firewallに適用される割引率						
		JP1	JP2	US1	UK1	DE1	SG1	HK1	AU1	
2CPU-8GB-4IF		16%	16%	38%	39%	39%	38%	38%	45%	
2CPU-4GB										
2CPU-4GB (HA)		7%	7%	33%	33%	33%	33%	33%	40%	
4CPU-16GB-8IF		45%	45%	59%	59%	59%	59%	59%	63%	
8CPU-12GB										
8CPU-12GB (HA)		43%	43%	58%	58%	58%	58%	58%	62%	
						附則（令和8年8月24日 CNS3サ第000400002191-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和8年9月30日から実施します。 （経過措置） 2 平成29年7月31日の規定(平成29年7月31日 CL第00222488号)の附則第2項の規定に基づく「別冊(ネットワーク)の別紙4クラウド/サーバークラウド/サーバーネットワークセキュリティの(2)Managed Firewallへの利用料金の割引率適用」に係る規定を令和8年9月30日を以て削除します。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。				